

学校だより

TEL : 0774-39-9156

http://www.uji.ed.jp/okurayama-es/

＜めざす児童像＞

- ・よく考え 進んで実行する子
- ・温かい心で 命を大切にする子
- ・意欲を持って たくましく生きる子

＜木幡中学校ブロック教育目標＞

故郷（ふるさと）で夢や希望を
はぐくみ、未来を切り拓く児童生徒

http://www.uji.ed.jp/okurayama-es/



http://www.uji.ed.jp/okurayama-es/

学校が再スタートしました

校長 濱田 昌一

先生たちは、君たちが登校してくる日をいまかいまかと待っていました。ですから、今日を迎えられたこと、とっても嬉しく思います。

4月6日の始業式には2～6年生が、7日の入学式には1年生が登校しました。それから約55日ぶりに全員そろっての登校となりました。途中3回の分散登校日、2回の家庭訪問はありましたが、やっと学級のお友だち全員とも会えることになりました。児童のみなさんは、休業期間中、学習課題をしっかりとやってくれてました。よくがんばりました。

本日、朝、児童がマスクを付け、元気よく登校してくれました。また、教室では、久しぶりにお友だちとお話をしたり、いっしょに楽しく学習する姿が見られました。中には、少し眠そうにしている児童もいました。早く学校生活に慣れるよう「早寝、早起き、朝ごはん」を心がけてほしいものです。朝に太陽の光を浴びると体内時計がリセットされ、すがすがしい気持ちになります。いいスタートがきれるよう、規則正しい生活習慣を心がけていきましょう。

今日から学校が再開です。

昨年度までとはちょっと違った学校生活になるとは思いますが、学校生活を楽しんでいきましょう。お友だちと楽しく学校生活を送るためにも、次の5つは必ず守るようにお願いします。

たのしい学校生活を送るための5つの約束

- 1 登校前には、体温を測り、健康チェックカードに書きましょう。
- 2 風邪の症状や体調がすぐれないときは、無理せず休みましょう。
- 3 学校では、基本マスクを着用しましょう。
- 4 石けんで手洗いをしましょう。
- 5 友だちとお話をするときには、十分な距離（最低1m）をとりましょう。



さあ、新しい教科書を開いて、お友だちといっしょに学習していきましょう。毎日新しいことを学び、昨日より今日、今日より明日、よりかしこくなっていきましょう。学校生活の再スタートです。

保護者の皆様へ

休業期間中、お子さんの課題を見てもらうなど、大変お世話になりました。ありがとうございました。

学校再開にあたり、3密を防いだり、手洗いや消毒をしたりして感染拡大防止に努めながら教育活動を進めてまいります。何卒ご理解・ご支援をお願いいたします。

日	曜日	主な行事	授業時間					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	月	(B4)学校再開 一斉下校	4	4	4	4	4	4
2	火	(B4)	4	4	4	4	4	4
3	水	(B4)	4	4	4	4	4	4
4	木	給食開始 全日授業開始 二計測6年	5	5	6	6	6	6
5	金	二計測5年	5	5	5	5	6	6
6	土							
7	日							
8	月	二計測4年 3年6校時授業開始	5	5	6	6	6	6
9	火	二計測3年	5	5	5	6	6	6
10	水	二計測2年	5	6	6	6	6	6
11	木	二計測1年ひまわり	5	5	6	6	6	6
12	金	4年6校時授業開始	5	5	5	6	6	6
13	土							
14	日							
15	月	視力6年	5	5	6	6	6	6
16	火	視力5年（1～3組） 検尿	5	5	5	6	6	6
17	水	視力5年（4・5組） 検尿	5	6	6	6	6	6
18	木	視力4年	5	5	6	6	6	6
19	金	視力3年	5	5	5	6	6	6
20	土							
21	日							
22	月	下校ポイント指導 視力2年ひまわり	5	5	6	6	6	6
23	火	視力1年（1・2組）	5	5	5	6	6	6
24	水	視力1年（3・4組）	5	6	6	6	6	6
25	木		5	5	6	6	6	6
26	金	委員会 聴力5年（1～3組）	5	5	5	6	6	6
27	土							
28	日							
29	月	聴力5年（4・5組）	5	5	6	6	6	6
30	火	聴力3年	5	5	5	6	6	6



★ 行事予定は6月1日現在の予定です。変更等の場合は、メール配信システムや学校ホームページ等でお知らせいたします。

★ 6月よりこれまでの休業期間の回復として3年生以上の校時を変更しています。本日配付のプリント「休業期間中に伴う授業時数回復措置について」（別紙）を併せてごらんください。

7月の主な予定

- 7日（水）検尿二次
- 13日（月）下校ポイント指導
- 31日（金）給食終了 第1学期終業式



8月の主な予定

- 3日（月）個人懇談会～6日
- 24日（月）B4校時授業 第2学期始業式
通学班会 一斉下校
- 25日（火）B4校時授業
- 26日（水）給食開始 全日授業開始
- 28日（金）委員会
- 31日（月）避難訓練

6月の諸費徴収について

6月の諸費を6月12日（金）に引き落とします。ご準備をよろしくお願いたします。6月は下記金額に育友会費3,000円と日本スポーツ振興センター掛金460円が加算されます。また、準要保護申請中のご家庭は、認定されましたら日本スポーツ振興センター掛金を返金します。なお、育友会費は最下学年のお子様の口座から引き落とします。

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	ひまわり
学級費	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,300円
給食費	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円	4,400円
積立金					1,800円	1,800円	在籍学年に同じ

学校再開後の教育活動について

学校再開となりますが、新型コロナウイルスの感染が終息したわけではありません。今後も、教室の換気、手洗いの徹底、複数の児童が触れる場所のアルコール消毒などの感染防止の対策を十分講じ、学習・活動内容に制限を加えながらの再開となります。制限を加えるものは、以下の通りです。

- ・グループでの学習活動は控えます。(座席を合わせての話し合い活動や協働学習)
- ・音楽科等での狭い空間での歌唱、リコーダー等の演奏は行いません。
- ・体育科等での人と接触する活動や同一器具を使用する活動(跳び箱・マット運動など)は行いません。
- ・家庭科等での調理実習は行いません。
- ・清掃活動は行いません。

登校に際しては、マスクの着用と「健康チェックカード(毎朝の検温)」の記入・提出を継続してお願いします。

マスクの使用について(お願い)



登下校時にもマスクの着用をお願いしていますが、校内においてもマスクを着用した状態で学習を進めます。しかし、学習内容や活動によっては、マスクを外すことも出てきます。その際の扱いについて以下に示します。

- ・体育科等の学習では、充分間隔がとれる時は、マスクを外して活動します。
- ・給食時は、準備、片付けは全員マスクを着用し、座席の間隔を開け、静かに食べますが、食べる際は外します。

マスクを外した際は、チャック付きポリ袋等に入れて、紛失や落とさないようにしたいと思いますので、**記名をしたチャック付きポリ袋等**を持たせてください。

また、**布マスクを使用の際は、必ず記名**をお願いします。汚れた時や落とした時などのために**予備のマスク**を別のチャック付きポリ袋等に入れてランリックに常時1つ入れておいてください。マスクが入手しにくい状況の中ですが、感染拡大防止の対策の一つとして、ご理解・ご協力をお願いします。

「警報発表時の下校先」の確認について

4月に記入いただいている「緊急時(警報発表時)の下校方法の調査について」ですが、児童を安全にご家庭に送り届けるために本校では、

- ①通学班にて自宅に一齐に下校
- ②登り児童館に下校(登り児童館が休館の際の下校選択があります。)
- ③学校待機で保護者の迎え

以上3つの対応に限らせていただきます。今年度は臨時休業のため、訓練が実施できていないことも含めての対応ですので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、6月に入り、梅雨の時期とも重なります。気象警報が発表されることも十分ありますので、4月に配付した「気象警報発表時の措置について(お知らせとお願い)」も再度ご確認ください。(学校ホームページにも掲載しています。)

使用教科書見本の巡回展示について

令和3年度以降に中学校で使用予定の教科書を一堂に集めて展示します。そのため、宇治市教育委員会では、保護者の皆様に教科書への理解を深め、採択の適正化を図るため、「令和3年度以降の使用教科書見本」の巡回展示を行います。

下記の日程で展示されますので、お知らせいたします。なお、宇治市役所以外には駐車スペース等がありませんので公共交通機関をご利用ください。

場所	展示期間	時間
黄檗中学校	6月1日(月)～6月5日(金)	9:00～16:00
西小倉中学校	6月8日(月)～6月12日(金)	9:00～16:00
北宇治中学校	6月15日(月)～6月19日(金)	9:00～16:00
宇治市役所	6月22日(月)～6月26日(金)	9:00～16:00
広野中学校	6月29日(月)～6月30日(火)	9:00～16:00

※時間については、会場の事情により変更になる場合があります。

児童虐待の通告義務について

臨時休業や外出自粛の中、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待の危険性が高まってきています。児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格形成に重大な影響を与えるとともに、子どもの生命を脅かす事態を生じさせる、子どもに対する最も重大な権利侵害です。全国的にも児童虐待の相談件数は増え続け、子どもが被害者になる重大事件が発生しています。このため、児童福祉法第25条の規定に基づき、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。さらに、学校は児童虐待の防止等に関する法律第5条の規定に基づき、より積極的な児童虐待の早期発見及び通告が義務づけられています。



児童虐待とは...

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、濡れさせる など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

気にかかることがあれば、学校に連絡をお願いします。また、本校ホームページのトップページに「心のケアに関する相談窓口」と題して相談機関も掲載していますので併せてご覧ください。